

成年後見制度利用促進基本計画

■成年後見制度とは

認知症などにより判断能力が十分でない人が、自分らしく安心して暮らせるように、権利や財産を守り、ご本人の意思を尊重した生活ができるよう支援するための制度です。成年後見制度は、「法定後見」「任意後見」の2つの制度から成り立っています。

成年後見制度の概要

資料：法務省ホームページより

類 型	法定後見制度		
	後 見	保 佐	補 助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官など 市町村長(注1)		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為	—	民法13条1項所定の行為(注2)(注3)(注4)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部)(注1)(注2)(注4)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上(注2)(注3)(注4)	同上(注2)(注4)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注1)	同左(注1)
任意後見制度	本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)と公正証書で契約（任意後見契約）を結んでおくもの		

(注1)本人以外の者の請求により、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注2)民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

(注3)家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲を広げることができます。

(注4)日常生活に関する行為は除かれます。

■成年後見利用促進基本計画について

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 1 項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされており、成年後見利用促進基本計画は「尾鷲市高齢者保健福祉計画」とその他関連計画と整合、連携を図ります。

今回策定する基本計画は令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 か年計画とし、保健福祉計画の改定に伴い、見直しを行います。

■現状と課題

令和元年度末現在、当市の要介護等認定者に占める認知症高齢者（「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者）は、1,012 人であり、高齢者のおよそ 7.5 人に 1 人が認知症という状況です。

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者は増加していくことが見込まれ、成年後見制度の必要性が高まってくると考えられます。

現在、三重県の成年後見制度の利用者数をみると、後見類型の利用者の割合が約 8 割を占めており、保佐が 13.5%、補助が 5.2%、任意後見が 0.4%となっています。

本市でも利用者 17 人のうち 14 人が後見類型となっており、本人の意思がより尊重されやすい補助や任意後見の利用率が低い現状です。

認知症高齢者数(人)

(自立度)	H29年度	H30年度	令和元年度
Ⅱ以上	1,008	1,011	1,012

資料：紀北広域連合

成年後見制度の利用者数(人)

	合計	法定後見			任意後見
		後見	保佐	補助	
三重県	2,891	2,339	389	151	12
割合 (%)		80.9	13.5	5.2	0.4
尾鷲市	17	14	1	2	0

(出典) 津家庭裁判所(令和2年7月1日現在)

成年後見制度市長申立件数(件)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
2	0	0	6

※平成 29 年度から令和元年度までは実績。令和 2 年度は見込み。

■施策の方向

今後は、成年後見制度を広く周知し、権利擁護に関する理解を深め、関係機関との連携を強化し、支援体制を充実させていく必要があります。

①権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という 3 つの役割を実現するために、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素として連携の仕組みを構築します。

・「チーム」

協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みを形成します。

・「協議会」

後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体で、中核機関が事務局機能を担います。

本市では、令和元年度から、司法書士会、社会福祉士会、社会福祉協議会、福祉関係者と「尾鷲市成年後見制度利用支援事業実施要綱」の見直しや事例検討を行っており、令和 2 年度からは地域包括支援センター、障がい者総合相談支援センターも加わり、今後は、この検討会の中で、受任者調整（マッチング）等の支援、日常生活自立支援事業(※)等関連制度からのスムーズな移行などの機能を担っていけるよう調整を行います。

※日常生活自立支援事業

対象者（必要な福祉サービスについて適切に判断することに不安がある認知症高齢者等）の暮らしと生活を守るために社会福祉協議会が支援する制度。福祉サービス利用の申し込み、契約手続き、日常的なお金の出し入れ、預金通帳など大切な書類の管理を行う。

日常生活自立支援事業利用者数(人)

	平成 30 年度	令和元年度
全 体	18	18
高齢者のみ	7	10

資料：尾鷲市社会福祉協議会

・「中核機関」

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。

国の基本計画では、地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的な機能として、以下が示されています。

- 広報機能
- 相談機能
- 成年後見制度利用促進機能
 - ・受任者調整（マッチング）等の支援
 - ・担い手の育成・活動の推進
（市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援）
 - ・日常生活自立支援事業等の関連制度からのスムーズな移行
- 後見人支援機能

国の基本計画は、上記4つの機能について「段階的整備・計画的」を求めており、優先して整備すべき機能として、相談機能、広報機能をあげています。

成年後見利用促進基本計画の中では、成年後見制度の特長や留意点をわかりやすく広報、説明すること、成年後見制度を含む権利擁護の相談をどこが受けているのか、窓口をわかりやすく明示することを充実させていきます。

(相談機能)

地域の見守り活動、介護サービス事業の利用、地域包括支援センター等による日常の支援や相談において、権利擁護の必要な人を早期に発見し、市・社会福祉協議会・地域包括支援センター等が連携して、適切に成年後見制度や日常生活利用支援事業につなげます。

(広報機能)

住民への出前講座、関係機関への研修会等を実施し制度の周知啓発を充実させ、権利擁護支援や成年後見制度の利用促進を図ります。

また、国の基本計画では、中核機関が自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものとされており、今後は、社会福祉協議会等各関係機関と役割分担について検討していきます。

②成年後見制度利用に係る助成

市では、成年後見制度を利用するにあたり、本人または親族が申立てを行うことが困難である場合、市長による審判の申立てを行います。その場合、要件に応じて申立て費用の負担を行います。また、市長申立てに限らず、要件により後見人、監督人等に対する報酬に関し、その費用の一部または全部を助成します。